

KSN 税務研究会 会則

K S N 税務研究会 会則

第1条(名 称)

本会は、K S N 税務研究会（以下「本会」という）と称する。

第2条(目的及び事業)

本会は会員の資質向上及び円滑な業務の遂行を目的とし、以下にあげる事業を実施する。

- (1) 税務、会計、法律、経済、経営等に関する研修の実施
- (2) 情報処理、公益的業務に関する研修の実施
- (3) 会員相互の親睦
- (4) その他、本会の目的を達成する為に必要とする事業

第3条(会 員)

- (1) 本会の会員は、近畿税理士会の各支部に所属している税理士、公認会計士及び税理士となる資格を有する者とする。
- (2) 会員の区分は、以下に掲げる正会員及び賛助会員とする。
 - 一 正会員 エプソン会計システムを利用している者
 - 二 賛助会員 正会員に該当しない者

第4条(会 費)

正会員及び賛助会員は本会で定める会費を納めなければならない。

第5条(事務局)

本会は京都市に事務局を置くものとする。

第6条(役員)

本会は次の役員を置き、各1名以上とする。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事
- (4) 幹事

第7条(役員を選出)

各役員は正会員の互選により選任する。

第8条（役員任期）

役員任期は就任後2回目の定期総会終了の時迄とする。但し補欠または増員によって就任した役員任期は前任者または現任者の残任期間とする。

但し、再任は妨げない。

第9条（役員職責）

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、会長の職務を代行する。
3. 監事は、本会の資産及び会計並びに業務の状況を監査する。
4. 幹事は、本会の事務を統括する。

第10条（定時総会）

本会は年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に定時総会を開催し下記の議案について審議し議決する。

定時総会の定足数は会員総数の2分の1とし出席者の過半数を持って議決するものとする。但し欠席者のうち委任状の提出があった場合は出席したものとみなす

1. 役員選任
2. 事業報告・決算承認
3. 事業計画・予算承認
4. 会則変更
5. その他総会に付議することを決した件

第11条（入会）

入会手続きは、事務局を通じて別に定める入会申込書により申し込むものとする。入会を認められた新会員は当該年度の年会費を支払うものとする。

但し、事業年度期末より遡り3か月以内に入会する会員は年会費を半額とする。

第12条（退会）

会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届により、事務局に届けるものとする。また、会員が死亡もしくは当該地域外に移転したときはこの会の会員資格を失うものとする。いずれの場合においても既に支払った会費等は返還しないものとする。

第13条（事業年度）

本会の事業年度は毎年6月1日より翌年5月31日までとする。

第14条(研修会の受講対象)

本会が実施する研修会の受講対象者は、次に掲げる者とする。

1. 本会会員
2. 本会会員以外の近畿税理士会の各支部に所属している税理士、公認会計士及び税理士となる資格を有する者とする。

第15条(研修会の受講料)

本会が実施する研修会の受講料は、次による。

1. 本会会員は無料とする。ただし、必要に応じて有料とする場合がある。
2. 本会会員以外の受講者は有料とする。

第16条(会則に定めのない事項)

この会則に定めのない事項は、役員会で定める。

(附 則)

1. この会則は、平成24年8月7日から施行する。